

京丹後市ジオパーク最大活用会議ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この告示は、京丹後市における「山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク」を活用した、食・体験・学びが融合した観光を発信するため作成した、ロゴマークの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、京丹後市ジオパーク最大活用会議に帰属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、京丹後市ジオパーク最大活用会議ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) チラシ、ポスター、商品等使用対象物件（以下「使用対象物件」という。）の見本（見本が添付できない場合は、写真や印刷原稿等）

(2) 申請者の事業内容等を示す資料（営利を目的としない個人の場合は除く。）

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体その他会長が認める団体については、使用承認申請の手続きを要しない。

(使用の承認)

第4条 会長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、使用を適当と認めたときは、京丹後市ジオパーク最大活用会議ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、会長は必要があると認めるときは、ロゴマークの使用に関し条件を付することができる。

2 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、京丹後市ジオパーク最大活用会議ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(1) ロゴマークの使用の目的が公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) ロゴマークの使用によって当会の信用又は品位を害するおそれのあるとき。

(3) ロゴマークの使用によって第三者の利益を害するおそれのあるとき。

(4) ロゴマークの使用によって特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号のいずれかに該当する営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (6) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (7) ロゴマークの使用によって物品又は役務について本会が提供者等であるとの誤認又は混同を生じさせるおそれのあるとき。
- (8) ロゴマークのイメージを損うおそれのあるとき。
- (9) ロゴマークを変形し、又は改変して使用するとき。
- (10) ロゴマークそのものを商品化するとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事務局がロゴマークの使用が適当でないと認めるとき。

3 ロゴマークの使用期間は、第1項に規定する使用の承認（以下「使用承認」という。）の日の翌日から起算して2年を超えない範囲とする。ただし、第3条第2項に規定する者が使用する場合は、この限りでない。

（使用料）

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 第4条第1項の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的及び使用対象物件のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難であると会長が認めるときは、完成品の写真又は図面等を提出すること。
- (3) 使用の承認を受けた者以外の者にロゴマークを使用させないこと。
- (4) ロゴマークそのものを商品化しないこと。
- (5) 指定色以外の色を使用しないこと。
- (6) ロゴマークの一部のみを使用し、ロゴマークを変形若しくは改変して使用しないこと。

2 会長は、必要に応じて使用者にロゴマークの使用状況について報告させ、又は調査することができる。

3 前2項の規定は、第3条第2項に掲げる団体についても適用する。

(承認の更新)

第7条 使用者は、当該承認に係る使用期間満了後も引き続きロゴマークの使用を希望する場合は、当該使用期間の満了する1月前までに、京丹後市ジオパーク最大活用会議ロゴマーク使用承認更新申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

2 第4条の規定は、更新を承認する場合について準用する。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ京丹後市ジオパーク最大活用会議ロゴマーク使用承認内容変更申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、京丹後市ジオパーク最大活用会議ロゴマーク使用承認内容変更承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認（承認内容の変更承認を含む。次条及び第11条において同じ。）を取り消し、及び使用者に対し、使用対象物件の回収その他必要な措置を請求することができる。

(1) 使用者がこの告示の規定に違反したとき。

(2) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。

(3) 使用の申請の内容に偽りがあることが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用継続が不適當であると会長が認めたとき。

2 会長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(使用の非独占性等)

第10条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占してロゴマークの使用を認めるものではない。

2 使用承認は、ロゴマークの使用対象物件等について当会の推奨や品質保証を行うものではない。

(経費の負担)

第11条 当会は、ロゴマークの使用に係る一切の経費等を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 当会は、ロゴマークの使用を承認したことに起因して使用者が第三者に対して与えた損害について、一切の責任を負わない。

(事務)

第13条 ロゴマークの使用に関する事務は、京丹後市ジオパーク最大活用会議事務局(京丹後市商工観光部観光振興課内)において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、令和6年10月15日から施行する。